

自主防災組織防災資機材等購入補助金制度について【3つの枠】

自主防災組織等は、補助金の枠を3つ（資機材整備補助金、資機材再整備補助金、資機材再々整備補助金）持っています。それぞれの枠の残高を全て使い切ったら、自主防災組織防災資機材等購入補助金制度の利用はできなくなります。補助金上限額（資機材整備補助金）は、自主防災組織等の世帯数によって決められます。

【例】世帯数300世帯の場合

資機材整備補助金は「101世帯以上300世帯以下 上限額60万円」にあたるため、下図のようになります。資機材再整備補助金及び資機材再々整備補助金については、半額が振り分けられます。



※補助金上限額の設定金額は、「藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱」により定められています。

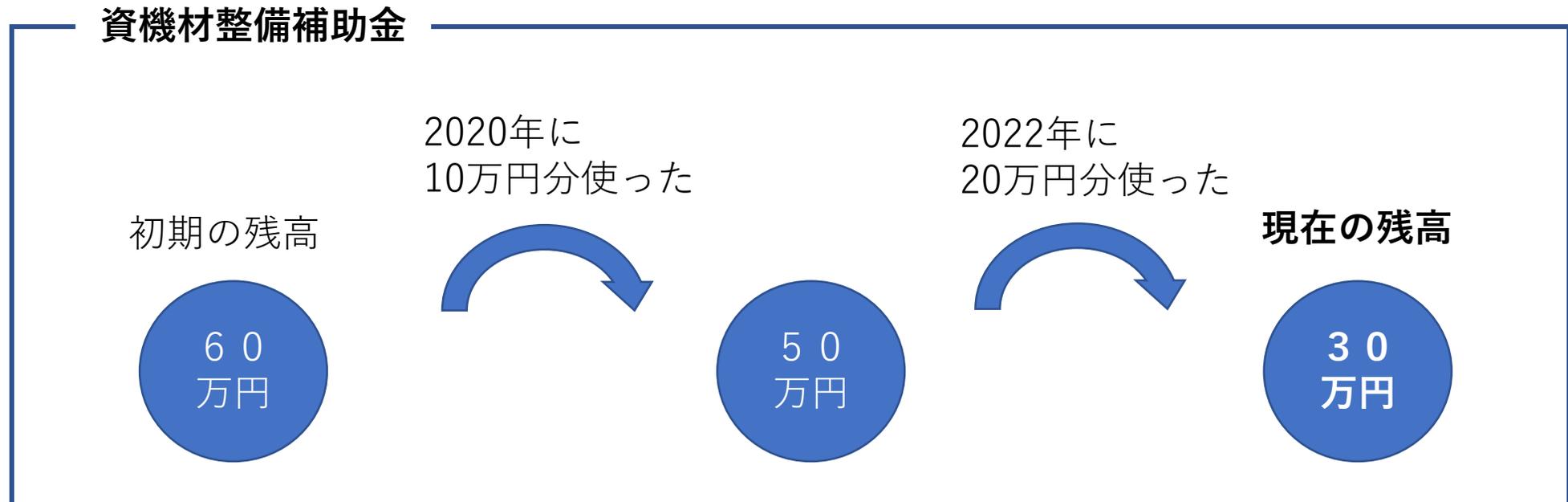
- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 100世帯以下 | 50万円 |
| (2) 101世帯以上300世帯以下 | 60万円 |
| (3) 301世帯以上500世帯以下 | 70万円 |
| (4) 501世帯以上1,000世帯以下 | 80万円 |
| (5) 1,001世帯以上 | 100万円 |

自主防災組織防災資機材等購入補助金制度について

【補助金残高の引継ぎ】

補助金の枠の中の**残高は毎年引き継がれ**、復活することはありません。
補助金を10万円分使えば、残高は10万円分減ります。

枠の中のお金は毎年使っていただいても、年度内で複数回使っていただいても、問題ありません。
(補助金内のお金は、残高の範囲内なら時間を空けずにいつでも、いくらでも使えます。)



自主防災組織防災資機材等購入補助金制度について

【補助金の枠の移動】

残高が0になる、もしくは少なくなった場合は、次の補助金の枠に移ることができます。

(資機材整備補助金から資機材再整備補助金、もしくは資機材再整備補助金から資機材再々整備補助金)

枠を移ることで補助金の残高は増加しますが、**一度移ると前の枠の残高は失効します。**

(次の補助金に移ったら前の補助金の残高は、切り捨てなければいけません。)

なお、2つの補助金を**合算して申請することはできません。**

枠を移動

枠を移動すると、
5,000円（残高）は
使えなくなります。

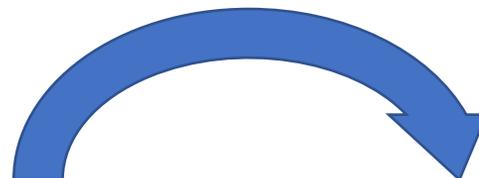
資機材整備補助金

5,000
円

現在の残高

資機材再整備補助金

30万円



自主防災組織防災資機材等購入補助金制度について

【補助金の枠の移動ができる条件】

補助金の枠を移動する条件として、**前回の補助金交付日から3年が経過していることが必要**です。
(資機材整備補助金の最終交付日から3年経過しないと資機材再整備補助金の枠に移れません。
資機材再整備補助金から資機材再々整備補助金の枠に移る際も同様です。)

【例】 2025年6月1日に補助金交付を受け、資機材整備補助金の補助金残高が0円になった場合、次に補助金交付を受けられるのは、2028年6月1日になります。

補助金制度を申請した場合、資機材整備補助金5,000円（残高）までの交付を受けることは可能です。

